

## 議案第39号

【保健福祉支援部介護保険課】

### 港区指定介護予防支援等に係る事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

本案は、国の「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の一部改正に伴い、条例で引用している条項番号を変更するものです。

#### 【省令改正の背景】

介護保険法の改正により、要支援者に行う介護予防支援について、地域包括支援センターに加えて、区市町村から指定を受けた居宅介護支援事業者\*も実施することができることとなりました。これを踏まえ、区市町村が指定する居宅介護支援事業者が介護予防支援を行う場合について、従業者や管理者の配置基準が定められるなどの省令改正が行われました。

※居宅介護支援とは、要介護者が居宅サービス等を適切に利用できるよう、ケアマネジャーが、ケアプランの作成やサービス事業者との連絡調整、施設等入所の際の紹介を行うことをいいます。

#### 【条例改正の内容】

条例で引用している「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の条項番号を変更します。

#### 【施行期日】

公布の日